外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である高橋英明が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年十一月二十二日

東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号

Coverity, Inc.

日本における代表者　高橋　英明

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社は、全ての日本における代表者であるジャクソン・ティモシー・グリン及びニューファー・スティーブン・マイケルが退任し、日本における営業所を閉鎖することを決定しました。当該退任に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月二十二日

東京都品川区東五反田五丁目二八番九号第三花谷ビル九階

バリュークリックブランズインコーポレイテッド

日本における代表者

ジャクソン・ティモシー・グリン

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である土田満穂が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月二十二日

東京都八王子市丸山町七番一六号

Pacific Strategies, LLC

日本における代表者　土田　満穂

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である槇原恒夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年十一月二十二日

大阪市北区中津一―一七―一七ルモン中津一〇〇六番地

ウィズダムオブジャパン・インコーポレイテッド

日本における代表者　槇原　恒夫

限定承認公告

本籍静岡県富士市緑町八番、最後の住所静岡県富士市日乃出町九四番地の二サーパス日乃出町公園一〇〇四号

被相続人　亡　河野　太

右被相続人は平成二十五年五月二十日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十日静岡家庭裁判所富士支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十二日

静岡県富士市横割本町七番二〇号エストシエル富士一四〇三号

限定承認者　河野八重子

千葉県千葉市中央区中央四丁目八番八号日進ビル六〇一　野中・若林法律事務所

右代理人弁護士　若林　義和

限定承認公告

本籍東京都品川区西五反田四丁目六番、最後の住所千葉県船橋市印内町五七一番地二　レクセルプラザ西船橋一〇一六号

被相続人　亡　宮城　猛

右被相続人は平成二十五年三月三十日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月十三日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十二日

東京都千代田区神田須田町一―二淡路町サニービル三階弁護士法人遠藤綜合法律事務所　限定承認者宮城文子

右代理人弁護士　遠藤常二郎

限定承認公告

本籍広島県安芸高田市美土里町横田八四七番地、最後の住所広島市中区光南一丁目八番一―三〇五号

被相続人　亡　中川　強

右被相続人は平成二十五年七月十日死亡し、その相続人は平成二十五年十月三十日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十二日

広島市安佐南区相田二丁目一四番二八号

限定承認者　西川　政裕

自己株式取得事項の通知公告

当社は、平成二十五年十月二十五日開催の当社取締役会において、平成二十五年六月二十七日開催の第四十五回定時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので、会社法第百五十八条に基づき左記のとおり公告いたします。

記

一、取得する株式の種類　当社普通株式

二、取得する株式の総数　百万株

三、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭の額　七五円

四、株式を取得するのと引換えに交付する金銭の総額　七五、〇〇〇、〇〇〇円

五、株式の譲渡の申込期間　平成二十五年十一月二十五日から平成二十五年十二月十六日

平成二十五年十一月二十二日

東京都中央区京橋二丁目六番一三京橋ヨツギビル五階

ジャパンローヤルゼリー株式会社

代表取締役社長　山口　喜久

新規信託分割の公告

三井不動産株式会社及び三井住友信託銀行株式会社間の平成二十五年三月一日付不動産管理処分信託契約書　受益権制限付（ラピロス六本木一号）に基づき設定された信託を、平成二十五年十二月二十六日付で新規信託分割しますので公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託についての信託契約の当事者

当初委託者

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

三井不動産株式会社

委託者（受益権の譲渡を受けたことに伴い当初委託者の地位を承継した委託者）兼受益者

東京都中央区日本橋大伝馬町七番三号

ヒューリック株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託において作成された財産状況開示資料等

従前の信託の年月日は、平成二十五年三月一日です。

信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―三七三四

平成二十五年十一月二十二日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所

東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　千葉　達也

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十五年十月二十三日開催の定時総会において、出資一口の金額を百万円から十万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十五年十一月二十二日

東京都中央区日本橋小舟町六番一六号中井ビル二階

業酒連協同組合

代表理事　西仲　徳次

正誤

ページ	段	行	誤	正
二四	二	終りから二	千葉県茂原市小千葉1042番地17	千葉県茂原市本小1042番地17

平成二十五年十一月五日法務省告示第四百十一号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十二日付第二五二号

●十月十五日付衆会第一号

号九六ページ●同日付政府調達第二二〇号四八ページ

㈠二四ページ●同㈡二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）